

令和7年度

産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算

(第2号)

兵庫県南あわじ市

議案第7号

令和7年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度南あわじ市の産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第2表 繰越明許費」による。

令和8年2月24日 提出

南あわじ市長 守本 憲弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		16,600	△7,152	9,448
	1 手数料	16,600	△7,152	9,448
3 繰入金		117,587	5,844	123,431
	1 繰入金	117,587	5,844	123,431
5 諸収入		2,013	1,308	3,321
	1 雑入	2,013	1,308	3,321
歳 入 合 計		142,645	0	142,645

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 処分事業費	1. 処分事業費	施設維持造成事業	100,000千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	16,600	△7,152	9,448
3 繰入金	117,587	5,844	123,431
5 諸収入	2,013	1,308	3,321
歳入合計	142,645	0	142,645

2 歳 入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 手数料	16,600	△7,152	9,448	1 手数料	△7,152	産業廃棄物処理手数料 △7,152
合 計	16,600	△7,152	9,448			

(款) 3 繰入金

(項) 1 繰入金

1 産業廃棄物最終処分場基金繰入金	117,587	5,844	123,431	1 産業廃棄物最終処分場基金繰入金	5,844	産業廃棄物最終処分場基金取りくずし 5,844
合 計	117,587	5,844	123,431			

(款) 5 諸収入

(項) 1 雑入

1 雑入	2,013	1,308	3,321	1 雑入	1,308	消費税還付金 1,308
合 計	2,013	1,308	3,321			

